

# 令和3年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第158号

令和3年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年12月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和3年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月17日（金曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

7番 田 岡 秀 俊                      8番 合 田 正 夫

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希              議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫              総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長から発言の申出がありますので、これを許可します。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 議長の発言の許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。

子育て世帯への臨時特別給付金10万円の給付につきましては、当初、年内に5万円を給付、残り5万円については、クーポンを基本として給付という政府の意向から、まんのう町では児童手当支給対象者とその兄弟がいる世帯について、12月24日に5万円を給付することで、12月9日付で案内通知をしているところですが、今回、自治体の実情に応じ、年内からでも先行分の5万円の給付と併せて10万円の現金を一括で給付する形で内容を実行することも選択肢の一つとして加えるという政府の見解を受け、まんのう町では受給者の利便性、クーポン導入に要する経費の削減と給付に要する時間を鑑み、現金一括で10万円を給付することといたしました。

給付の時期につきましては、12月24日に先行分の5万円を給付することで既に案内をしております1,073世帯、2,132人につきましては、5万円から10万円に変更する旨の通知を本日付で郵送し、12月24日に10万円を一括にて登録の口座に振り込みます。残りおよそ500人、公務員や高校生だけなどの世帯につきましては、1月下旬をめどに、国の示す所得制限を基に対象者を絞り込み、順次、案内通知を発送して、申請等により口座振込を開始する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 発言は終わりました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

**○常包議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、総務常任委員会、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員出席し、本定例会最終日の日程等について慎重に審議をいたしましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第9 議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第5号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第11 議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号

日程第12 議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号

日程第13 議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号

日程第14 議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第1号

日程第15 議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号

日程第16 議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)

## 第2号

日程第17 閉会中の継続調査について

以上の日程とすることで意見の一致を見、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、田岡秀俊君、8番、合田正夫君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月9日、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、付託されました案件についてであります。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案第7号から議案第9号までの4案件であります。

まず、議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、これは上位法である健康保険法施行令等の一部改正が行われ、令和4年1月1日から施行されることによるものである。産科医療補償制度が見直され、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額と産科医療補償制度の掛金を合わせた支給総額について42万円を維持すべきとし、出産育児一時金を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものであるとの説明がありました。

委員より、産科医療補償制度の掛金が引き下げられた理由について質疑があり、執行部より、産科医療補償制度は分娩に関連して新生児が重度脳性麻痺を発症した場合、その子供と家族の経済的負担を速やかに補償するためのものであるが、そうした症例が減少しているため、掛金が引き下げられるものと認識しているとの答弁がありました。

また、委員より、出産には多額の費用がかかるため、支給額が42万円では少ないのではないか。支給額をさらに引き上げるよう国に働きかけてもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,840万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,190万3,000円とするとの説明がありました。

これは保険給付費と諸支出金の増額である。内訳は療養給付費2億1,000万円、高額療養費3,577万2,000円、特定健康診査等負担金償還金263万1,000円である。療養給付費の増額については、毎年県の普通交付金の推移を参考に予算額を決定している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受診控えが見られていたが、令和3年度は入院等を含む療養費が大幅に増えたことによるものである。特定健康診査等負担金償還金については、令和2年度の特定診査補助金を令和3年度で精算するためである。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で健康診査受診者数が予定より少なかったため、減少分を返金するものであるとの説明がありました。

次に、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億679万3,000円とする。増額については後期高齢者医療広域連合への納付金であり、保険料徴収金の増額に伴うものであるとの説明がありました。

次に、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,580万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,130万4,000円とするとの説明がありました。

これは保険給付費と諸支出金の増額である。内訳は施設介護サービス給付費1,500万円、償還金4,080万4,000円である。施設介護サービス給付費については、当初予算において前年度の実績に基づき予算計上しているが、見込者数より施設介護サービス利用者数が増えたことによるものである。償還金については、昨年度に交付された介護給付費等の補助金を実績に基づき返還するものであるとの説明がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を御報告いたします。

議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### **日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

**○川原茂行建設経済常任委員長** それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日、全員協議会室におきまして、委員全員出席、議長同席の下、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第10号、議案第11号の2議案であります。

まず、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号については、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億856万円とするもので、内訳として、地方債の補正で地方債事業債を30万円減額し、資本費平準化債を130万円増額するものである。また、債務負担行為はまんのう町公共下水道マンホールポンプ維持管理業務で、令和4年度、110万円を限度額とする債務負担行為を定めたものである。これはマンホールポンプ維持管理業務を次年度に業務委託するため、3月中に業者選定の入札を行うための措置であるとの説明がありました。

委員より、中讃広域の敷地にある財団法人下水道事業団は下水道事業運営にどう関わっているのかとの質疑があり、執行部より、公共事業団であるため、全体的な事務運営である。中讃地区では金倉川と坂出の大束川の処理場の管理運営と事務を委託しているとの答弁がありました。

次に、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号では、長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務において、令和4年度、260万を限度額とする債務負担行為を定めたものである。これは維持管理業務を次年度に業務委託するため、3月中に業者選定の入札を行うための措置であるとの説明がありました。

委員より、農業集落排水処理施設が経年によって機能が低下していると思うが、廃水の水質を検査する町職員は何名いるのかとの質疑がありました。

執行部より、職員が検査はしていない。水質検査に関しては、業務委託している業務の中で検査結果を出してもらっているとの答弁があり、委員より、町職員で技術を持つ職員の採用を考えてもらいたいとの意見がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

**○三好郁雄総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月14日、全員協議会室におきまして、委員全員出席、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長同席の下、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第3号、議案第5号、議案第6号の5議案であります。

初めに、町長より、本町の未来応援給付金について、対象者に現金10万円を一括給付したいとの説明がありました。

その後、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第6号の令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。なお、報告文書はタブレットに入れております。

両委員長報告の後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、委員より質疑、意見等を行いましたので、主なものを報告させていただきます。

初めに、議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正については、執行部より、職員の公務執行中の事故または通勤途上の交通事故のうち過失により禁錮刑以上で執行猶予がついた場合に、情状により特例的に失職させないことができるよう条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

委員より、本町で職員が事故で禁錮刑以上となり失職した事例はあったのか、また、公務執行中の事故または通勤途中の交通事故は公務中の全ての事故が含まれるのかとの質疑があり、執行部より、過去に該当する事例はなかった。公務執行中のあらゆる事故と通勤途中の交通事故に対応しているとの答弁がありました。

委員より、公務外の事故で加害者になり禁錮刑がついた場合、規則上、失職することになると思うが、県内では小豆島町と土庄町で、公務外であってもその内容を町長が判断できる条例になっており、今後、見直しを検討してもらいたいとの意見があり、執行部より、今回の改正内容は近隣市町の状況を考慮したものであるが、御意見については今後検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定められたものに係る固定資産税の課税免除を規定するものであるとの説明がありました。

委員より、山間地等一部地域への税金の特例減免の可能性について質疑があり、執行部より、今回の改正は町全域が対象となっているとの答弁がありました。

また、委員より、改正に伴い事業者から申請がある可能性はあるのかとの質疑があり、執行部より、担当に確認したが、今のところ相談を受けている事業者はないとの答弁がありました。

また、委員より、免除による減収分の4分の3は普通交付税で補填されるが、残り4分の1は町の持ち出しになるのかとの質疑があり、執行部より、条例に基づき課税免除を行った場合、25%は町の負担となるとの答弁がありました。

次に、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、子供に係る国民健康保険税等の均等割額の減額措置を導入するもので、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全世帯の未就学児に係る均等割について、その5割を公費により軽減するものであるとの説明がありました。

委員より、本町が全額負担した場合は、国や県から何らかのペナルティーを受けるのかとの質疑があり、執行部より、調整交付金を受けており、何らかのペナルティーは考えられるとの答弁がありました。

委員より、他市町と連携を取りながら国・県へ制度改正に向けて要望してもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第5号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更については、第3条の改正は、仲善クリーンセンターの廃止に併せたクリントピア丸亀へのごみ焼却施設の集約化に伴い、関係市町と共同で事務事業を進めなければならないため、共同処理する事務にごみ処理施

設集約化計画の策定及び同計画に基づく事務の実施に関することを新たに追加する。第9条の改正は、副管理者との協議が実質的に行われていないことから、管理者が任免するに改める。

また、組合規約別表の改正は、上下水道業務が香川県広域水道企業団に移行し、情報センター所管事務から外れたことから、整合性を図る修正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、ごみ処理場を統合する計画で費用はどれくらい必要かとの質疑があり、執行部より、基幹改良工事を実施するために来年度から必要な調査を行うため、費用については今後協議して、決定していくとの答弁がありました。

次に、議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号については、事業ごとに説明があり、委員より、国庫支出金、児童福祉費補助金で子育てのための施設等利用給付交付金が44万5,000円減額となっているが、主な理由は何かとの質疑があり、執行部より、児童福祉費に係る事業費の確定による国庫支出金の減額であるとの答弁がありました。

また、委員より、消防費の修繕料は具体的に何を修繕するのかとの質疑があり、執行部より、消防団が所有している小型ポンプ、積載車等の修繕であるとの答弁がありました。

また、委員より、消防施設費の委託料について質疑があり、執行部より、買田・生間地区に新しい屯所を建てるための分筆測量設計費であるとの答弁がありました。

委員より、現在、団員の確保が難しい状況の中で、新規に屯所を造ることについて質疑があり、執行部より、仲南地区消防団の再編は、少子高齢化や若者の流出などの理由で新入団員が集まらないこともあり、地域の消防団を維持することが困難であるため、地元自治会や消防団と何度も協議し、方向性を決めている。仲南地区には3分団あるが、その中に15の副分団があり、それを六つに再編することになった。そのために屯所の整備を進めていく。今回、買田・生間地区の施設が一番老朽化しており、再編による建て替えを検討しているとの答弁がありました。

委員より、地域の団員を勧誘する体制づくりも大切であるので、積極的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員理解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第5号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について、全会一致で可。議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）

第4号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### **日程第6 議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第6、議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第7 議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について**

**○大西樹議長** 日程第7、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更について

○大西樹議長 日程第10、議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○大西樹議長 日程第11、議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第12、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第13、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第14 議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第14、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第15、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第16、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第 17 閉会中の継続調査について**

**○大西樹議長** 日程第 17、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的、円滑に行うため、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和 3 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前 10 時 20 分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員